

『南島原どぶろく特区』について

📍 商工観光課 ☎050(3381)5032



県内初のどぶろく「夜のよして」

本市は、構造改革特別区域法に基づく「どぶろく特区」の認定を受けています。

「どぶろく特区」とは、構造改革特区制度の規制緩和のひとつで、特区内において以下の要件を全て満たす人（個人・法人）は、酒税法に規定される酒類製造免許の取得要件の内、最低製造数量基準（年間6kℓ以上）の規定を適用されないというものです。

●要件

1. 市内で農業（米作）を営んでいる人（個人・法人）であること
2. 市内で農家民宿、農園レストラン、飲食店などお酒を提供できる施設を有すること
3. 市内の自己の製造場で、自ら栽培した米を原料に「どぶろく」を製造すること

※その他、酒税法の要件を満たすことが必要です。

注意

本市が「どぶろく特区」の認定を受けているからといって、誰もが「どぶろく」を造ることができるわけではありません。

所轄税務署長から酒類製造許可を受けずにどぶろくを製造した場合、酒税法違反となり罰金など処罰の対象となります。

子育て世帯 臨時特例給付金

📍 こども未来課 ☎050(3381)5050



消費税率の引き上げによる負担を緩和することを目的に子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

📅 6月1日～11月30日

📍各支所（有家庁舎はこども未来課）または
市民サービス課

●支給額

平成27年6月分の児童手当の対象児童1人につき
3,000円

📍平成27年6月分の児童手当の受給対象の人
（特例給付を除く）

●申請手続き

児童手当の現況届の手続きに併せて申請してください。

※転入などで平成27年6月分の児童手当が本市から支給されない人は、平成27年6月分の児童手当が支給される市町村への申請手続きをお願いします。

●申請に必要なもの

1. 印かん
2. 児童手当口座以外の口座の場合は預金通帳またはキャッシュカード（本人名義のみ）

※公務員の人で、平成27年5月31日現在、本市に住所がある人は、市役所が申請先になります。対象者には児童手当受給の証明がある申請書が所属庁から配布されますので、申請書を持参してください。

児童手当を受けるには 現況届が必要です



📍 こども未来課 ☎050(3381)5050

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件（児童の監護や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※対象者には、6月以降に現況届提出依頼の通知を郵送します。

●手続きに必要なもの

1. 印かん
2. 受給者の健康保険証
3. 平成27年1月1日に本市に住所を有していなかった人は、平成27年1月1日に住所を有していた市町村発行の児童手当所得証明書
4. 児童が市外で別居している人は、児童を含む世帯全員の住民票の写し

旧古園小学校の施設を 活用しませんか？

📍 教育総務課 ☎050(3381)5080



旧古園小学校の施設の引き受け事業者を募集します。

●対象施設

旧古園小学校校舎（南有馬町己234番地1）

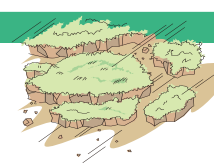
※学校用地は借用となります。

●応募資格

地域活性化に寄与することを目的に施設を活用する人であればどなたでも応募可能です。（法人・任意団体・個人不問）

📍応募要領、応募書類は、本市ホームページまたは教育総務課で6月30日（火）まで配布しています。

土砂災害に 気をつけましょう



📍 総務課 ☎050(3381)5020

●土砂災害は長雨や集中豪雨、地震などの後に発生しやすく、発生すれば人命にかかわる災害です。自宅の裏が崖崩れの恐れがある場合など、念のため親戚などの家に避難したり、自宅の2階や崖の反対側の部屋で寝るなど対策をとりましょう。

●本市では土砂災害発生のおそれのある地区を「土砂災害危険箇所」に定めています。自分の家が土砂災害危険箇所にあるかどうか「南島原市防災マップ」などで確認しておきましょう。

●土砂災害の危険性が高まった場合には「土砂災害警戒情報」が発表され、緊急速報メールとして市内にいる人の携帯電話に配信されます。

※携帯電話は、ドコモ・ソフトバンク・auの3社です。機種によっては受信できない場合があります。

耐震診断などの 費用を助成します



📍 都市計画課 ☎050(3381)5067

①耐震診断

診断費46,200円のうち、30,800円を助成

※市が契約する耐震診断士が訪問し、調査します。

②耐震改修計画

①の結果、危険と判断された住宅の耐震改修設計料に対し、設計額の2/3を助成（上限：7万円／棟）。

③耐震改修工事

危険と判断された住宅の耐震改修工事に対し、工事費の1/2を助成（上限：60万円）。

※依頼業者は、島原半島の事業所で、建設業の許可を受けた事業所、または建築士が施工管理を行う業者に限ります。

●対象住宅

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設された3階建て以下の木造住宅で、申請者本人（税金に未納がない人）が所有し、居住する住宅

●必要書類

耐震診断申込書、納税証明書、確認通知書または登記書の写し、案内図

食中毒に注意しましょう！

📍 健康対策課 ☎050(3381)5141

食中毒予防の3原則

食中毒は「菌がつく」「菌が増える」「殺菌不足」から発生します。家族みんなで衛生管理に心がけましょう。

つけない

食品、手、調理器具はしっかりきれいに洗う！



増やさない

常温で放置せず、冷蔵庫で保存！



殺菌する

食品内部までしっかり加熱。調理器具はこまめに洗い、定期的に消毒！

